

議案第52号

さいたま市教育職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
さいたま市教育職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教育職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項、第2項、第6項から第8項まで及び第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、さいたま市立の学校に勤務する市費負担に係る教育職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。

(教育職員の配偶者同行休業の取扱い)

第3条 教育職員の配偶者同行休業の取扱いについては、埼玉県教育職員の例による。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。